

東京都立大学

みやこ MIRAI (Motivating Integrated  
young Researchers towards Adaptive  
intelligence Initiative : MIRAI)

プロジェクト

令和8（2026）年度

<区分1-S（優秀者認定）>

応募要領

区分1-Sは、区分1に申請し支援を受けている者のうち、選考を経て学長が別途定める条件を満たすと認めた者を、優秀者として認定する制度です。認定された場合、研究奨励費は区分1に加えて区分2（SPRING相当額）が上乗せされます。

なお、「優秀者認定選考（区分1-S）」については、学長が定める条件を満たす者が応募対象となります。学内選考の結果、該当者のみが優秀者として認定されます。申請者が全員認定されるわけではありませんのでご注意ください。

## はじめに

東京都立大学みやこ MIRAI プロジェクト<区分 1 - S >は、区分 1 に申請し支援を受けている者のうち、選考を経て学長が別に定める条件を満たすと認めた者を優秀者として認定する制度です。なお、学長が定める条件を満たす者が応募対象となります、学内選考の結果、該当者のみが優秀者として認定されます。申請者が全員認定されるわけではありませんのでご注意ください。

認定された場合、研究奨励費は区分 1 に加えて区分 2 (SPRING 相当額) が上乗せされます。

### 1. 目的

本応募要領は、みやこ MIRAI (Motivating Integrated young Researchers towards Adaptive intelligence Initiative : MIRAI) プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）において、優秀者の認定選考に応募する際の手順等を定めるものです。優秀者としての認定を希望する場合は、本応募要領をご確認のうえ、ご応募ください。

### 2. 概要について

対象者	区分 1 に申請し支援を受けている者のうち、優秀者（区分 1 - S）認定の選考を希望する者
支援予定人数	若干名
支援期間	標準修業年限の範囲内で、現在支援を受けている区分 1 での支援期間に準ずる。
経済的支援	(1) 研究奨励費：区分 1 に区分 2 (SPRING 相当) の額を加算して支給 月額 20 万円+月額 18 万円の上乗せ (2) 研究費：区分 1 申請当初に研究費を申請していた場合※1 は、区分 1 - S 認定後も研究費の配分を受けることができる。 (3) 授業料免除（不徴収）：年額 52 万 800 円
履行義務	区分 1 に準ずる※2。
認定者の決定	書類審査及び面接審査による選考を実施し、博士人材支援室の議を経て学長が認定者を決定します。

※1：研究費は、支援期間 2 年度、3 年度目に改めて申請することができません。

※2：履行義務は、「8. 支援学生の履行義務」をご確認ください。なお、区分 1 - S に認定された場合でも、区分 1 申請時に選択した各コースにおける履行義務を継続して果たす必要があります。

### 3. 優秀者認定に係る選考方法

以下の (1) の審査を行い、(1)の通過者のみ(2)の審査を実施します。認定の可否は、合議審査

により決定します。

- (1) 書類審査：研究計画書による書類審査
- (2) 面接審査：プレゼンテーション・質疑応答

2026年2月27日（金）午後オンラインにて実施を予定しています。

書類審査通過者にのみ、面接時間及びオンラインのURLを通知します。なお、面接審査日時の変更は、いかなる理由でも受け付けません。

#### 4. 選考基準について

- (1) 国際視座涵養、多視座涵養、社会デザインの各コースにおけるキャリア形成支援を主体的に活用する意欲があるか。また、トランスファラブルスキル及び国際性等の獲得に向けて積極的に取組む姿勢が認められるか。
- (2) 専攻分野を体系的に理解し、自身の研究を位置づけることができるか。
- (3) 専攻分野の発展に対し、自身の研究がどのように寄与し得るかを見通せているか。
- (4) 現代社会の人々に有用な知見を異分野融合型の研究により導出したいと考えているか。
- (5) 自身の考えをわかりやすく論理的に主張できるか。
- (6) 現状を分析し、問題点を明らかにした上で、解決策を多角的に提案できるか。

#### 5. 応募手続き

##### (1) 応募期間

2026年2月3日（火）～2月17日（火）正午（日本時間）【締切厳守】

##### (2) 応募書類

①の様式は、以下URLよりダウンロードして作成してください。

URL : <https://research-miyacology.tmu.ac.jp/human-resources-support/student-recruitment/>

##### ① 研究計画書【優秀者認定選考】

応募者は、応募前に必ず指導教員に「研究計画書の指導教員の評価欄」への記入を依頼し、  
応募者本人が提出してください。

##### (3) 応募方法

以下の応募フォーム（外部リンク・LoGo フォーム）によりご応募ください。

応募フォーム：<https://logoform.jp/f/1q4dG>

応募フォーム入力にあたっては、LoGo フォームへのアカウント登録が必須となります。LoGo フォームについては、別紙「オンライン申請操作手順」をご確認ください。

##### (4) 申請書類提出方法及び提出先

応募フォームへ「①研究計画書【優秀者認定選考】※3」を PDF 形式でアップロードし、送信してください。送信後に返信メールが届かない場合は、事務局まで個別にご連絡ください。

なお、通知メールは LoGo フォームアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に、no-reply@logoform.jp から送信されます。このメールアドレスからのメールを受信できるよう、事前に受信設定を行ってください。

※3：ファイルは PDF ファイルに変換して添付してください。

「①研究計画書【優秀者認定選考】」のファイル容量は 10MB 以内とし、ファイル名は以下のとおりとしてください。

- ①「研究科名\_申請者氏名\_研究計画書.pdf」(例：理学研究科\_都立太郎\_研究計画書.pdf)

#### 【留意事項】

・応募フォームは一度しか送信できませんので、ご注意ください。受付終了後の応募書類の差し替えはできませんので十分確認のうえ、ご提出願います。

#### 6. 応募後のスケジュール及び選考結果通知日

本選考の今後のスケジュールは以下のとおりです（予定は変更になることがあります）。

実施期間	項目
2026年2月3日（火）～2月17日（火）正午	応募受付
2026年2月18日（水）～2月24日（火）正午	書類審査
2026年2月24日（火）午後	面接審査時間の通知※4
2026年2月27日（金）午後	面接審査：プレゼンテーション及び質疑応答（オンライン実施）
2026年3月中旬	選考結果通知
2026年3月下旬	誓約書提出
2026年4月1日～	みやこ MIRAI<区分 1 - S >での支援開始

※4：書類審査の通過者にのみ、面接時間及びオンライン URL を通知します。通知は、LoGo フォームアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に no-reply@logoform.jp から送信されます。

#### 7. 指導教員の協力等（区分 1 と同様）

本プロジェクトにおいては、指導教員に以下の協力を求めます。応募にあたっては、必ず事前に以下について確認してください。

- (1) 学生が研究費を申請する場合に限り、支給される研究費については、指導教員が予算執行管理者となること
- (2) 学生が自ら選択したコースの履行義務を負うことを認識し、必要に応じて進捗を確認すること
- (3) 学生が研究力向上やキャリア開発・育成コンテンツ科目の受講や活動を行うことについて承認すること
- (4) 本学が指定する所定の学内説明会に出席すること

#### 8. 支援学生の履行義務（区分 1 と同様）

本プロジェクト支援学生は、次に掲げる全ての事項を行わなければなりません。

- (1) 東京都立大学における研究活動上の不正行為に関する規則等に定める責務を果たすこと。

- (2) 本学が指定する研究倫理教育のうち指定単元を履修すること。
- (3) 各コースで指定する履行義務を果たすこと。<sup>※5</sup>
- (4) 毎年度、所定の研究活動報告書を、期日までに提出すること。
- (5) 最終年度を除き、毎年度日本学術振興会特別研究員 DC2 に申請すること。
- (6) 本学が実施する各種調査に協力すること。
- (7) 本学が実施する博士課程修了後の追跡調査に協力すること。<sup>※6</sup>
- (8) 常に連絡可能なメールアドレスを提供すること。<sup>※7</sup>

※5：(3)の各コースにおいて指定する履行義務は以下のとおり。

コース名	毎年度の履行義務	支援期間中の履行義務
国際視座涵養 (GP) コース	・国際学会（国内開催も含む）での発表	・支援期間中に Q2 以上のジャーナルもしくは指導教員がそれに相当すると認めた正式な学術誌（この場合その理由書を付す）に投稿すること ・Nature マスタークラス受講（2 コース）
多視座涵養 (TS) コース	・マッチングイベントあるいはそれに相当するイベントへの参加 ・博士人材支援室担当教員との面談	・支援期間中に研究インターンシップに参加すること。 ・Nature マスタークラス受講（4 コース）
社会デザイン (FD) コース	・超異分野学会への口頭発表ないしは参加、あるいはそれに相当する研究会での口頭発表	・Nature マスタークラスの受講（8 コース）

※6、7：支援期間終了後にも連絡することがありますので、連絡先のメールアドレスが変更になった場合は必ず事務局へご連絡ください。

## 9. 支援取消等（区分 1 と同様）

- (1) 本学学生の身分を失った場合（博士後期課程への入学辞退を含む。）
- (2) 本学を休学した場合（出産、育児、傷病、留学等を除く。）<sup>※8</sup>
- (3) 本学大学院学則に基づき懲戒処分を受けた場合
- (4) 重複受給不可とされている奨学金等受給生に採用された場合
- (5) 所属機関等から生活費相当額として年間 240 万円以上の給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得る場合（ただし、区分 2 の DC、SPRING、BOOST 等において支給される研究奨励費等は除く。）
- (6) 長期履修制度適用者となった場合（出産、育児、介護等の事由での適用者は除く。）
- (7) 「8. 支援学生の履行義務」に定める義務を履行しなかった場合又は「8. 支援学生の履行義務」に定める指定の研究活動報告書により、研究活動の履行状況が不十分と認められた場合

- (8) 東京都立大学研究費の不正使用防止に関する規則（平成 19 年度法人規則第 11 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する研究費の不正使用又は東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成 19 年度法人規則第 68 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に規定する不正行為等があったと認められた場合
- (9) 正当な理由なく必要な連絡、報告、手続きを怠る等、円滑な運営に支障をきたす行為が認められた場合
- (10) その他学長が支援学生として適当でないと認めた場合

※8：出産、育児、傷病、留学等で学生が研究を継続することが困難になり休学した場合に、個別の事情に応じ、支援期間の中斷、延長等を行うことも可能とします（ただし、原則 2 年を上限とします。）。

なお、研究奨励費の支給等を受けるまでの間又は支給期間中に、上記のいずれかに該当した場合は、支援を取り消し、既に支給した研究奨励費及び研究費の一部又は全部の返還を求めることがあります。

## 10. 応募に関する注意事項

- (1) 応募手続完了後は、どのような事情があっても、応募書類の変更は認めません。
- (2) 応募手続等について変更があった場合は、本学の総合研究推進機構 HP (<https://research-miyacology.tmu.ac.jp/>) 及び LoGo フォームから通知します。
- (3) 選考結果は、LoGo フォームから通知します。
- (4) 応募にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①申請処理、②支援学生発表、③支援手続業務を行うために利用することができます。また、同個人情報は、支援学生のみ、①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(就職支援等)、③本プロジェクトに関する業務(研究力向上、キャリア支援、教育工学的観点からのプロジェクト評価改善等)を行うために利用することができます。
- (5) 本プロジェクトの支援学生となった場合、透明性確保の観点から所属や氏名等は公表されることがあります。
- (6) 応募書類における記載内容について虚偽の記載をした者は、認定決定後においても遡って取消すことがあります。

## 11. 経済的支援に関する注意事項（区分 1 と同様）

- (1) 研究奨励費は税法上「雑所得」として扱われるため所得税、住民税の課税対象となりますので、毎年度支援学生自身による確定申告が必要となります。確定申告の方法については、国税庁のホームページを参照してください。
- (2) 研究奨励費は税法上雑所得として扱われること等を扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。

- (3) 本プロジェクトにおいては、支援学生と本学との間に雇用関係は生じませんので、社会保険等は支援学生自身による手続き・管理が必要となります。具体的な手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場に問い合わせてください。
- (4) 令和 4 年度財務省予算執行調査において行われた「博士課程学生への経済的支援」に係る調査結果において、「できるだけ多くの博士課程学生に支援が行き渡るようにすべき」との指摘を踏まえ、大学院博士課程で第一種奨学生の貸与を受けている者が、JST が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」(FS)、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(SPRING) 又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業 (BOOST) 次世代 AI 人材育成プログラム (博士後期課程学生支援)」による支援を受ける場合は、「特に優れた業績による奨学生返還免除制度」における返還免除認定の対象外とすることとしています。本予算は国の予算ではありませんが、都民の税金を原資にするものであることに鑑み、令和 5 年度以降に第一種奨学生として採用された者で本プロジェクトによる支援を受けた者は、併給は可能ですが、「特に優れた業績による奨学生返還免除制度」における返還免除認定の対象外とします。

(独立行政法人日本学生支援機構 HP より抜粋：

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/choufukukinshi.html>)

## 12. その他

- (1) 本プロジェクトの予算については、2026 年度東京都歳入歳出予算が 2026 年 3 月 31 日までに東京都議会で可決された場合及び東京都公立大学法人の 2026 年度予算が理事長により決定された場合において、2026 年 4 月 1 日に確定するものとします。
- (2) 財政状況に鑑み、支援規模は変動する可能性があります。
- (3) 支援学生本人と連絡が取れない場合等には、指導教員へ連絡することがあります。

## 13. 問い合わせ先

お問い合わせは、以下東京都立大学博士人材支援室事務局メールアドレスへ御連絡ください。

堀田 貴嗣

副学長（研究・情報・都連携担当）

総合研究推進機構長/博士人材支援室長

理学研究科・物理学専攻・教授

東京都立大学博士人材支援室事務局

E-Mail : soutsui\_entry■jmj.tmu.ac.jp (■を@に変更してください)

TEL : 042-677-1111(内線：5665・5676・5670・5685)